

申請等の郵送による受付について

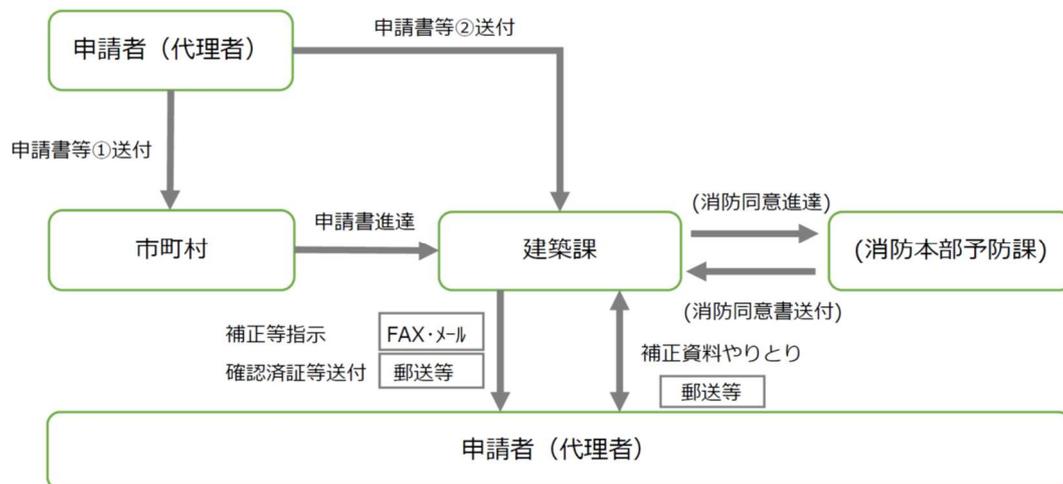
佐久建設事務所建築課

新型コロナウイルス対策の感染拡大防止による接触機会の低減の目的のため、当面の間、佐久建設事務所管内の建築関連業務等に係る申請等の提出について郵送等の活用を推進します。郵送にあたり、以下の注意事項を御確認ください。

○注意事項

- (1) 建築確認申請等の書類（申請書等①）については、申請書類に係るチェックリストを同封のうえ、手続きを行う敷地に位置する市町村窓口へ郵送をしてください。なお、必要書類及び手数料については、市町村窓口を確認してください。
- (2) 郵送の際には事前に郵送する旨を当課及び各市町村窓口にて電話等でご連絡ください。
- (3) 副本等の返送をご希望の方は、受取に足りる返信用配達手段を同封してください。
- (4) 各申請書類等は信書となりますのでレターパック等による適切な郵便方法を利用するとともに、配達状況の追跡が可能な手段の利用をお勧めします。(返信用も同様としてください。)
- (5) 審査に伴い手数料が必要な申請書については、申請書の表紙に収入証紙を貼付けてください。なお、収入証紙の購入方法等につきましては、当課へご連絡ください。

郵送による申請手順のフロー図



申請書等①（市町村を経由するもの）	申請書等②（当課へ直接郵送するもの）
<ul style="list-style-type: none">・ 建築確認申請書（建築物に限る。）・ 建築基準法に伴う建築許可等申請書・ 道路位置指定申請書・ 浄化槽設置届書 ※ 1・ 景観法届出書 ※ 2・ 福祉のまちづくり条例にかかる届出書	<ul style="list-style-type: none">・ 中間・完了検査申請書・ 助成金等にかかる申請書・ 定期調査報告書・ 開発許可申請書（都市計画法）※ 3・ 建築物省エネルギー法にかかる届出書・ 長期優良住宅認定申請書※ 4・ リサイクル法にかかる届出書

※ 1 環境関連業務 ※ 2 景観関連業務

※ 3 申請書の提出には、事前に市町村等への協議・同意が必要になります。

※ 4 小諸市、佐久市内の建築物については、景観法第 16 条第 1 項による証明が必要です。